

郵便物の運送にかかる運賃料金

時間制運賃率（一般地域：東京都特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市を除く地域に適用）

I 運賃率表

車種別 種別		最大積載量	最大積載量	最大積載量	最大積載量	最大積載量
		1,000キログラムまで	2,000キログラムまで	4,000キログラムまで	6,000キログラムまで	8,000キログラムまで
基本額		18,680 円	20,730 円	34,200 円	47,880 円	52,270 円
加算額	走行1キロメートルにつき	118	132	184	258	282
	作業時間8時間を超えるものは30分までを増すことに	1,510	1,670	2,770	3,890	4,250
	作業時間が午後10時より午前5時までの間にかかるものはその作業時間30分までごとに	530	580	880	1,240	1,350
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合、その運転時間30分までごとに	380	450	680	1,000	1,100

1-G-1

II 料金

(1) 車両拘束料

最大積載量1,000キログラムまでのもの	1日につき	9,220 円
最大積載量2,000キログラムまでのもの	1日につき	10,240 円
最大積載量4,000キログラムまでのもの	1日につき	17,100 円
最大積載量6,000キログラムまでのもの	1日につき	23,940 円
最大積載量8,000キログラムまでのもの	1日につき	26,140 円

(2) 都市割増料

地域	車種別	最大積載量	最大積載量	最大積載量	最大積載量	最大積載量
		1,000キログラムまで	2,000キログラムまで	4,000キログラムまで	6,000キログラムまで	8,000キログラムまで
札幌市・仙台市・千葉市・浦安市・浦和市・東京都府中市・川崎市・東大阪市・堺市・尼崎市・広島市・北九州市・福岡市		円 1,040	円 1,040	円 1,240	円 1,420	円 1,580

Ⅲ 運賃割増率

冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、九戸郡、二戸市、二戸郡、 上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自 12月1日 至 3月31日	

Ⅳ 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

V 運賃料金適用方

- (1) この運賃及び料金は、車両を地方郵政局に専属して郵便物を運送する場合に適用する。
- (2) この運賃及び料金は、使用車種の作業走行料、作業時間及びチルド装置の運転時間によって1作業単位1両ごとに計算する。
- (3) 一般地域から特定地域に乗り入れた場合において、その地域で別の運送を行ったときは、その部分については、特定地域の運賃率を適用する。
- (4) 作業走行料（地方郵政局の指定にかかる空車回送を含む）作業時間の計算は、作業に従事するため使用車両が、地方郵政局の指定する場所に到着したときから当該作業を終了して車庫に帰着するまでについて行う。
- (5) 1便（1往復または1巡をいう。以下同じ）の作業走行料に1キロメートル未満の端数があるときは、切り上げて1キロメートルとする。車庫入料程についてもまた同様とする。
- (6) 冬期割増は、当該車両の所属する事業所が割増地に指定された地域に所在する場合に限り収受し、割増額の計算は基礎額及び加算額の合計額について行う。
- (7) 航路にまたがり、通して運送する場合は、その前後のキロ程を通算して、運賃及び料金を計算し航路の実費をこれに加算する。
- (8) 運賃及び料金は、各別に計算しその合算額に10円未満の端数を生じた場合は、最後に切り上げて10円単位とする。
- (9) 車両尚束料は、年間を通じて専属配車の契約をした場合において、積雪等のため一定期間車両の運行を休止することを約定したときは、その休止期間について収受する。
- (10) 都市割増料は、運送する郵便物の起点局が札幌市、仙台市、千葉市、浦安市、浦和市、東京都府中市、川崎市、東大阪市、堺市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市の場合に収受する。
- (11) 1便の積込、取卸の何れをも地方郵政局が負担したときは、次の金額を運賃額から控除する。この場合1便の時間が1時間未満のものは、1時間とし、1時間を超えるものは、その超える時分が30分未満のときは切り捨て、30分以上のときは切り上げて1時間単位とする。

車種別 区分	最大積載量 1,000キログラムまで	最大積載量 2,000キログラムまで	最大積載量 4,000キログラムまで	最大積載量 6,000キログラムまで	最大積載量 8,000キログラムまで
1便の時間 1時間ごとに	120円	180円	420円	590円	650円

- (12) 消費税及び地方消費税の加算は、運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する。
これにより計算された金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入する。
- (13) 地方郵政局の要求による特別の負担及び有料道路の使用料は、実費としてこれを別途収受する。

郵便物の運送にかかる運賃料金

時間制運賃率（特定地域：東京都特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市の地域に適用）

I 運 賃 率

1. 1号運賃率表

種 別	車 種 別	最 大 積 載 量	最 大 積 載 量	最 大 積 載 量	最 大 積 載 量	最 大 積 載 量
		1,000キログラムまで	2,000キログラムまで	4,000キログラムまで	6,000キログラムまで	8,000キログラムまで
基 本 額		12,760 円	15,280 円	34,160 円	47,780 円	52,160 円
加	2時間（最大積載量1,000キログラムまでは1時間30分）まで	4,510	6,340	11,730	16,420	17,930
	上記時分を超えるものは30分までを増すごとに	1,530	1,720	2,930	4,120	4,500
算 額	走行1キロメートルにつき	210	234	357	499	545
	作業時間が午後10時から午前5時までの間にかかるものは1日1両につき	8,820	9,770	17,430	24,530	26,780
	チルド車を使用し、チルド装置を運転した場合その運転時間30分までごとに	520	650	1,200	1,780	1,950

2. 2号運賃率表

(1) 運賃率

種別	車種別	最大積載量	最大積載量	最大積載量	最大積載量	最大積載量
		1,000キログラムまで	2,000キログラムまで	4,000キログラムまで	6,000キログラムまで	8,000キログラムまで
一 定 の 運 行 時 間	2時間(最大積載量1,000キログラムまでは1時間30分)まで	7,060 円	11,190 円	21,700 円	30,460 円	33,260 円
	上記時分を超えるものは30分までを増すごとに	1,530	1,720	2,930	4,120	4,500
	走行1キロメートルにつき	210	234	357	499	545

(2) 運賃割増率

① 深夜・早朝割増

作業が午後10時から午前5時までの間にかかる場合 2割

② チルド車両割増

チルド車を使用する場合 2割

□ 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

Ⅲ 運賃料金適用方

1. 1号運賃率

- (1) この運賃及び料金は、車両を地方郵政局に専属して既定便により郵便物を運送する場合に適用する。ただし、12月1日から12月31日までの間のものを除く。
- (2) この運賃及び料金で既定便とは、あらかじめ年間を通じまたは継続して7日以上（1週のうち、特定の曜日2日以内の運行休止については継続とみなす。）の専属配車の契約をして運行するものをいう。
- (3) この運賃及び料金は、当該車両の所属する事業所が東京都特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市に所在する場合に適用する。
- (4) この運賃及び料金は起點局（当該便の起點となる郵便局をいう。以下同じ）使用車種ごとに、1日の使用最高車両数及び作業走行杆ならびに1便（1往復または1巡をいう。以下同じ）ことの運行時間、午後10時から午前5時までの使用最高車両数及びチルド装置の運転時間によって計算する。この場合、使用最高車両数の算定にあたっては、郵便コンテナを積載する設備をした車両は、その他の車両とは区別して行うものとする。
- (5) 特定地域から一般地域に乗り入れた場合において、その地域で別の運送をしたときは、その部分については、一般地域の運賃率を適用する。
- (6) 1便の作業走行杆に1キロメートル未満の端数があるときは、切り上げて1キロメートルとする。
- (7) 運賃及び料金は、各別に計算し、その合算額に10円未満の端数を生じた場合は、最後に切り上げて10円単位とする。
- (8) 航路にまたがり、通して運送する場合は、その前後のキロ程を通算して運賃及び料金を計算し、航路の実費をこれに加算する。
- (9) 1便の積込、取卸の何れをも、地方郵政局が負担したときは、次の金額を運賃額から控除する。この場合1便の時間が、1時間未満のものは1時間とし、1時間を超えるものは、その超える時分が30分未満のときは切り捨て、30分以上のときは切り上げて1時間単位とする。

車種別 区分	最大積載量 1,000キログラムまで	最大積載量 2,000キログラムまで	最大積載量 4,000キログラムまで	最大積載量 6,000キログラムまで	最大積載量 8,000キログラムまで
1便の時間 1時間ごとに	110 円	270 円	540 円	750 円	820 円

- (10) 消費税及び地方消費税の加算は、運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する。
これにより計算された金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入する。
- (11) 地方郵政局の要求による特別の負担及び有料道路の使用料は、実費としてこれを別途収受する。

2. 2号運賃率

- (1) この運賃及び料金は、地方郵政局との契約により12月1日から12月31日までの間に通行する既定便及び地方郵政局との契約により通行する既定便以外の便により郵便物を運送する場合に適用する。
- (2) この運賃及び料金で既定便とは、あらかじめ専属配車の契約をして通行するものをいう。
- (3) 運賃及び料金は、使用車種及び作業時間、作業走行料によって1便（1往復または1巡をいう。以下同じ）ごとに計算する。
- (4) 深夜・早朝割増は、1便の通行時間の全部または一部が深夜・早朝割増の適用時間にかかる場合について収受し、その割増額の計算は時間及び走行料程による運賃額の合計額について行う。
- (5) チルド車両割増は、チルド車を使用した場合について収受し、その割増額の計算は時間及び走行料程による運賃額の合計額について行う。
- (6) 1号運賃料金適用方第3号及び第5号から第11号までは、運賃及び料金を計算する場合について準用する。